

水道料金・下水道使用料などを改定

【問合せ】

水道課 水道業務係
 ☎774-3141
 下水道課 下水道業務係
 ☎774-2740

消費税法の一部改正により、10月1日(火)から消費税と地方消費税の税率が8%から10%に引上げとなります。これに伴い、水道料金と下水道使用料なども変更となります。

水道料金・下水道使用料

改定日 10月1日(火)

消費税率10%の適用時期

10月1日(火)より前から継続的に使用している人

改定日以後の最初の検針(10月検針)については、経過措置として8%が適用されます。11月検針分から10%として料金などを計算します。

3か月ごとに検針をしているマンションにお住まいの人は、改定日以後の最初の検針(11月検針)については8%が適用されます。

2月検針分から10%として料金を計算します。

料金の請求は、検針の翌月となります。

10月1日(火)以降に使用を開始した人

初回の検針分から10%として料金などを計算します。

水道料金の福祉減免について

水道料金の福祉減免制度(市内に住所があり、65歳以上の高齢者のみで生活している市県民税非課税世帯を対象とした減免制度)を利用している人については、10m³までの水道料金はこれまでどおり1,050円で変更ありません。

水道の加入負担金について

水道給水装置工事申込みの際にお支払いいただく加入負担金についても改定します。

10月1日(火)以降の申込みから適用となります。

料金表

水道料金

・()内の数字は現行料金との比較 ・超過料金は1m³あたりの金額

区分	使用水量	改定額【税込】
一般用	基本料金	0m ³ ~ 10m ³ 2,240円 (+40円)
	超過料金	11m ³ ~ 5,000m ³ 246円 (+5円)
		5,001m ³ ~ 10,000m ³ 214円 (+4円)
		10,001m ³ ~ 134円 (+3円)
温泉旅館用	基本料金	0m ³ ~ 300m ³ 50,264円 (+914円)
	超過料金	301m ³ ~ 1,000m ³ 171円 (+3円)
		1,001m ³ ~ 95円 (+1円)
公衆浴場用	基本料金	0m ³ ~ 300m ³ 16,042円 (+292円)
	超過料金	301m ³ ~ 1,000m ³ 69円 (+1円)
		1,001m ³ ~ 48円 (+1円)
臨時用	基本料金	0m ³ ~ 10m ³ 3,850円 (+70円)
	超過料金	11m ³ ~ 385円 (+7円)
旧簡易水道	基本料金	0m ³ ~ 10m ³ 2,240円 (+40円)
	超過料金	11m ³ ~ 246円 (+5円)

下水道使用料

区分	排水量	改定額【税込】
一般用	基本料金	0m ³ ~ 10m ³ 1,925円 (+35円)
	超過料金	11m ³ ~ 3,000m ³ 192円 (+3円)
		3,001m ³ ~ 143円 (+3円)
公衆浴場用	基本料金	0m ³ ~ 10m ³ 1,925円 (+35円)
	超過料金	11m ³ ~ 42円 (変更なし)